派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、

派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた 改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、

新潟労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。

お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

3 0 2 5 - 2 8 8 - 3 5 1 0

(受付:平日8:30~17:15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日:令和元年10月1日

<アクセス>

新潟労働局 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る 特別相談窓口 〒950-8625

> 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階 需給調整事業室



- ※ 法律の施行日(令和2年4月1日)前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「働き方改革推進支援センター」でもご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。

